

(経理単位の余裕金)

第十三条 各経理単位の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位の貸し付けることができる。この場合において、当該余裕金が次の各号に掲げる経理に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は、当該各号に定める利率を下回ることができない。

- 一 厚生年金保険経理 年四・〇パーセント

〔二略〕

〔2 略〕

(被扶養者の申告)

第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。)を記載した被扶養者申告書を組合員に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合員がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合員が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 略〕

〔2 略〕

(組合員証の亡失等)

第九十六条 組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き組合員証を添えて、次に掲げる事項を記載した組合員証等再交付申請書を組合員に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

(標準報酬の決定等)

第一百一条の二 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬決定時決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔二・三 略〕

2 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔二・三 略〕

3 組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔二〇五 略〕

(経理単位の余裕金)

第十三条 〔同上〕

- 一 厚生年金保険経理 年四・二パーセント

〔二 同上〕

〔2 同上〕

(被扶養者の申告)

第九十四条 〔同上〕

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔二〇五 同上〕

〔2 同上〕

(組合員証の亡失等)

第九十六条 〔同上〕

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

(標準報酬の決定等)

第一百一条の二 〔同上〕

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔二・三 同上〕

〔同上〕

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔二・三 同上〕

〔同上〕

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔二〇五 同上〕